

議会改革に関する検討結果

第3回報告書

令和5年8月

議会改革推進特別委員会

令和 5 年 8 月 10 日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 3 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

【検討項目】議員選出監査委員の廃止について

平成 29 年の地方自治法の改正により、議員のうちから選出する監査委員の選任の義務付けが緩和され、議員選出監査委員（以下「議選監査委員」という。）の選任については、各自治体の判断により選択できることとなった。現在、約 30 の自治体が議選監査委員を廃止しており、本市議会において引き続き、議選監査委員を選任するかどうかについて検討し、下記のとおり結論を得た。

記

1. 議選監査委員の選任について

識見の監査委員は市の財務管理や事業の経営管理に視点を置いた監査である一方、議選監査委員は、議員として、予算をはじめとする各種議案審議等を経て、市の事業や政策を十分把握した上で監査を行うことができる。また、住民代表としての視点から監査に臨むことができる。このため、それぞれの視点や知見の違いを生かしたより厳正かつ的確な監査を行うことが可能であることから、引き続き議選監査委員の選任は必要である。

2. 議会と議選監査をつなぐ仕組みについて

監査業務について、議選監査委員から議会へ守秘義務を遵守した上で、情報共有を図ることにより、議会がその情報を活用し、監視機能の充実強化につなげるため、以下のとおり実施することとする。

- ① 9 月定例会議の初日に開催される全員協議会において、監査委員が作成する決算審査意見書や健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について、議選監査委員から内容説明を受け、議員から質疑等を行い、理解を深めることにより、決算審査等の充実を図る。

- ② 必要に応じて全員協議会等において、定期監査、行政監査、財政援助団体等監査の結果について議選監査委員から報告を受けるとともに、議員と意見交換会を実施し、議会の監視機能の充実を図る。
- ③ 監査委員から議会へ報告することが義務化されている各種監査報告書については、タブレットに配信し、全議員が内容を確認できるようにする。なお、毎月報告のある例月出納検査報告書は、タブレットに配信せず、必要に応じて、議会事務局保管の書類を閲覧する方法とする。

3. 議選監査委員の選出方法・任期について

議選監査委員の選出については、公正で合理的かつ効率的な行政運営の確保を主眼とした監査を行えるよう、人格が高潔で豊富な経験と知見が監査業務へ十分に発揮できる議員を選出すること。また、議選監査委員の任期については、監査委員の専門性と経験の確保の観点からも、地方自治法に定めのある議員任期と同様の4年であることを再確認した。